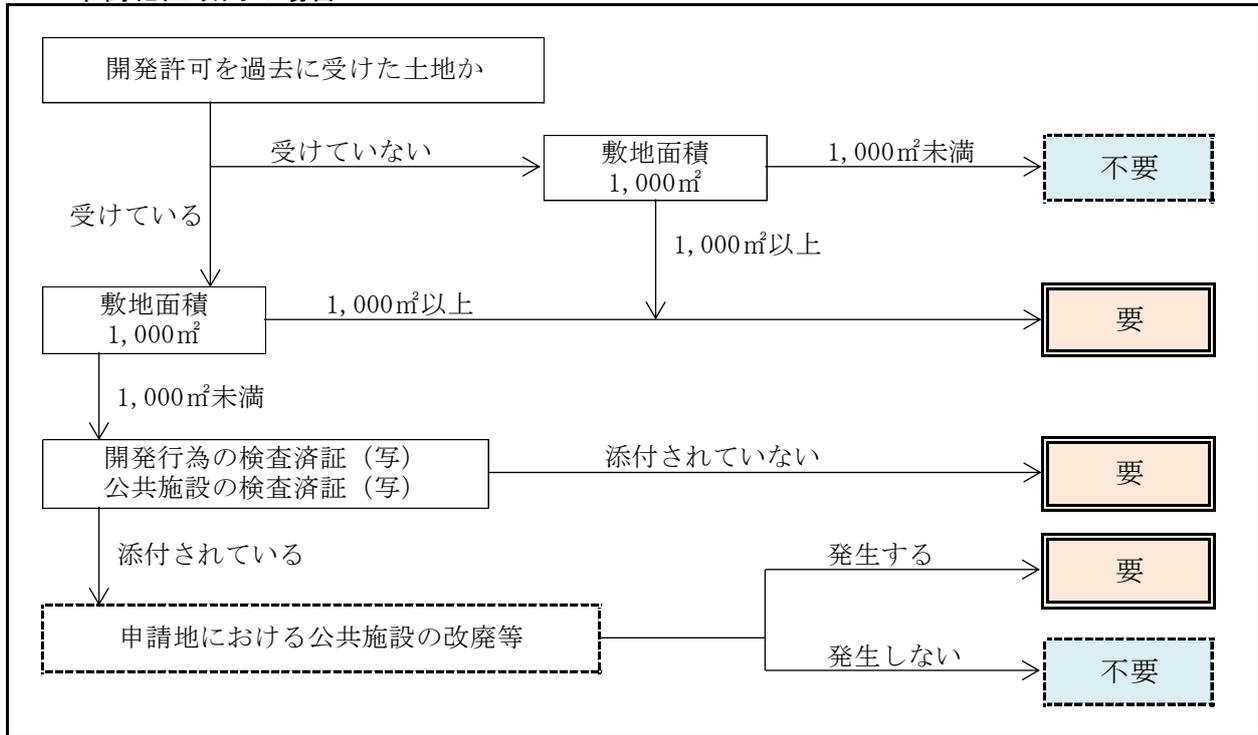


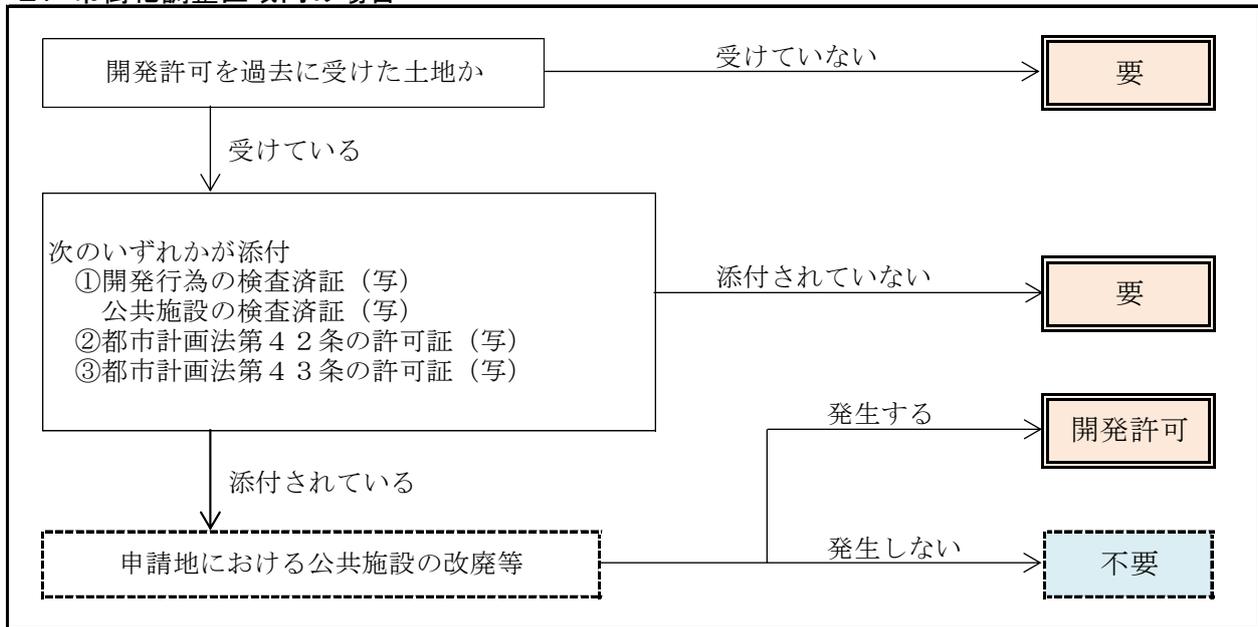
須賀川市における都市計画法施行規則第60条に基づく証明書の取扱いについて

●建築計画敷地の所在位置によって以下のとおり取り扱う。

1. 市街化区域内の場合



2. 市街化調整区域内の場合



3. 都市計画区域外の場合

「1. 市街化区域内の場合」における敷地面積に関する「1,000㎡」を「10,000㎡」と読み替える。

4. その他不要なもの

計画通知、工作物（第一種及び第二種特定工作物以外）

5. 留意事項

60条証明は、確認申請と整合する内容で取得した原本を確認申請書に添付するものとする。また、本取扱いは、都市計画法への適合性について、この表によらないものや疑義が生じた場合等、建築主事が60条証明を求めることを妨げるものではない。